

# 電気事業における特定商法取引法に基づく表記

## 1. 小売電気販売業者

- a. 事業者 アイ・エス・ガステム株式会社（登録番号 A-0622）
- b. 代表者 石井 誠一
- c. 住所 〒273-0047 千葉県船橋市藤原 3-16-17
- d. 問合せ先 アイ・エス・ガステム株式会社 カスタマーサービス課 Tel : 0120-659-705  
営業時間：受付時間：月曜日～金曜日 10時00分～17時00分

## 2. 販売条件

- a. 商品・約務の種類 電気の供給（ご契約内容は別途通知する「重要事項説明書」をご参照ください）
- b. 販売価格 ご契約プラン毎に設定します（詳細は「電気供給約款」をご参照ください）
- c. 支払時期 当社が所定の Web サイトの掲載により請求を行った月の 27 日までにお支払いいただきます。なお請求は前月の検針/計量日から当月の検針/計量日までを 1 か月分として行います。
- d. 支払方法 原則として口座振替およびクレジットカード払いとします。ただし、一般送配電事業者に対するお客様の責任としてご負担いただく費用等は、その都度所定の方法によりお支払いいただきます。
- e. 約務の提供時期 当社がお客様の電気需給契約の申込みを受諾したときには、一般送配電事業者と調整の上、供給準備その他の必要な手続きを経た後、速やかに電気を供給致します。
- f. その他の負担 供給開始に伴う工事費等または契約変更や設備の位置変更など、お客様の都合に伴う工事費等について、当社が一般送配電事業者から負担を求められた場合には、お客様にその費用をご負担いただくことがあります。
- g. 解約方法 原則として、解約の 15 日前に上記連絡先または Web サイトを通じてお申出ください。なお、解約による違約金の発生はございません。

## 3. その他注意事項

- a. 電気という商品の性質上、返品はできません。
- b. 一般送配電事業者が非常変災その他の理由により電気の供給を停止した場合には、当社はおお客様の受けた損害について賠償の責めに負いません。
- c. 電気需給契約の詳細については、「電気供給約款等」をご参照ください。
- d. クーリング・オフによるお申込の撤回またはご契約の解除を希望されるお客様は、本書面の受領日（本書面の受領日以前にお申込内容を確認する書面を受領した場合は当該受領日）より 8 日間を 経過するまでは書面でお申出いただくことによりお申込の撤回又はご契約の解除をすることができます。
- e. 小売電気事業者または訪問・電話勧誘販売事業者が、特定商取引法第 2 条 1 項の規定に違反してお申込みの撤回又は解除に関する事項につき不実の告知をしたことにより誤認をし、または小売り電気事業者もしくは訪問・電話勧誘販売事業者が同条第 3 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによってお申込の撤回を行わなかった場合には、本書面の受領日より 8 日を経過するまでは書面でお申出いただくことにより撤回をすることができます。
- f. クーリング・オフによるお申込の撤回又はご契約の解除は、お客様が小売り電気事業者または訪問・電話勧誘販売事業者は当該お申込の撤回またはご契約の解除に際に伴う損害賠償または違約金の請求を致しません。また、既に電気をご使用になられた場合においても、当該使用にかかる利益相当額の金額の請求を致しません。
- g. クーリング・オフによるお申込の撤回またはご契約の解除に際し、電気の供給に伴いお客様等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客様等は小売り電気事業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
- h. クーリング・オフによるお申込の撤回又はご契約の会場に際し、商品の代金が支払われているときは、小売り電気事業者はおお客様に対し速やかにその金額を返金いたします。